

山行時の自家用車の使用規定

2024年3月24日制定

2026年2月22日改定

本会会則に規定する例会山行および準例会山行、例会企画に使用する自家用車およびレンタカー（以下「車両」という）について以下の通り規定する。車両の使用については、事前に運営リーダー会議の承認を得なければならない。

本規定は同一山行での複数台の車両使用については、個々の車両に対して適用し、車両提供者の車庫から出庫するときに始まり、山行終了後、その車両提供者の車庫に入庫するまでを適用範囲とする。

I 車両提供者の義務

1. 車両提供者は当該山行に参加しなければならない。
2. 車両は任意自動車保険（以下「保険」という）に加入していること。またレンタカーの場合は同等の保険を付保すること。

保険契約内容概ね以下の通りとする。

- ① 対人賠償＝無制限
 - ② 対物賠償＝5千万円以上無制限
 - ③ 同乗者の補償＝人身障害、自損事故、無保険車障害 等 必要な補償がなされること。
 - ④ 車両保険（単独事故、盗難、車上あらし、落石、落下物、衝突、追突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、台風、洪水、あて逃げ、悪戯）
 - ⑤ 他車運転危険補償特約等
 - ⑥ 付保車両に年齢制限の特約があるとき又は上記付保内容と異なる場合は事前に明らかにしなければならない。
 - ⑦ 運転者に限定のある車両は使用してはならない。やむを得ない場合は、「ちょいのり保険」等運転者の追加付保を行うこと。
3. 法定整備（車検、定期点検整備）や始業点検を行い確実な優良車両を提供すること。
 4. 道路状況 特に冬季の雪道、凍結路面や山岳道路に対し、チェーン、スタッドレスタイヤの装着及び必要に応じ寒冷地仕様車を提供すること。
 5. JAF等の入会が望ましい。
 6. レンタカー使用（山行地域でのレンタルを含む）を勘案すること。

II 運転者の義務

1. 運転者は概ね 80 才未満であること。
2. 運転者は 1 台あたり 2 名以上であること。
3. 体調管理、安全運転に努め、法令等を遵守すること。
4. 運転者は運転以前 8 時間程度は飲酒をしてはならない。
5. 概ね午後 10 時～午前 3 時の間は運転してはならない。
6. 概ね連続 2 時間を越える運転を避け、適時運転を交代すること。
7. 運転操作に起因する問題は運転者の責任とし、法規に則りその責任を負う。

III 同乗者の義務

1. 同乗者は本規則を理解の上乗車しなければならない。また運転者、車両提供者に全面的に協力しなければならない。
2. 運転者に対し進路、道路状況等適時アドバイスを行うこと。助手席にあるものは常に運転者の状況に留意すること。
3. 複数台使用の場合は、随時相互の位置、状況の確認を行うこと。
4. 同乗者、運転者は車両を提供者に返却する前に、私物、ゴミ、残置物を撤去し原状に復して返却しなければならない。

IV 費用負担

1. 全ての費用は車両提供者、運転者、同乗者（以下 3 者を併せ「搭乗者」という）全員で等分に負担する。
2. 費用は以下の通り
 - ① 車両提供代（事後の洗車、清掃費を含む）（附則による）又はレンタカー代（実費）
 - ② 運転者代（附則による）
 - ③ 燃料代（実費）
 - ④ 高速道路代及び駐車代（実費）
 - ⑤ JAF 等の車両故障等の復旧費（実費）
 - ⑥ その他
 - ⑦ 事故発生費用（下記 V による）
3. 費用精算は山行終了時、リーダー又は山行会計担当者が行う。
事故発生費用はこの限りでは無い。

V. 事故発生の場合

1. 事故発生の場合は法令に則り運転者、車両提供者が対応しなければならない。
2. 本会は法的に関与しない。
3. 運転操作にかかる事故は運転者がその法的責任にあたる。
4. 事故にかかる費用は車両提供者が付保する保険によって負担する。
保険免責金を含む保険でカバー出来ない費用は、搭乗者が負担する。搭乗者間に異議がある場合は、法令に則りまた保険会社の助言を受け搭乗者間で協議決定する。費用負担の範囲は当該車両の搭乗者を越えない。
5. 個人所有の物品の損害、盗難にかかる費用は個人の負担とする。
6. 速やかに会長又は副会長に事故報告をしなければならない。
7. 事故後保険料の増額分は、搭乗者で等分に負担する。

附則

1. 車両提供代

1日 6,000円

追加1日毎 6,000円

2. 運転者代

1日 6,000円（運転者人数で等分）

追加1日毎 6,000円（運転者人数で等分）

以上